

第21回船橋市歯科診療所運営委員会議事録

1 日時 令和8年8月20日（木）19時30分から20時10分まで

2 場所 保健福祉センター2階 大会議室及びオンライン

3 出席者

（1）委員 松島委員、土居委員、川奈部委員、鈴木委員、山口委員、
末永委員、寺舘委員

（2）事務局 健康政策課

（3）指定管理者 公益社団法人船橋歯科医師会
藤平会長、赤岩顧問、田代院長、飯嶋院長

4 欠席者

なし

◆開会

○事務局（健康政策課長）

定刻になりましたので、ただいまより「第21回船橋市歯科診療所運営委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お送りしたフラットファイルをご覧ください。

まずは「次第」です。次に、「資料一覧」。

続いて、資料1から資料9、それと参考資料をお送りしております。

また、会場参集の皆様は席上に「席次表」を配布させていただきました。オンライン参加の方には席次表をメールでお送りさせていただいております。

以上が、本日の資料でございます。皆様お揃いでしょうか。

続きまして、本日の会議は会場参集型とオンライン型によるハイブリッド形式での開催となりますので、開催前にご発言の方法についてご説明いたします。

まず、ご参集の委員におかれましては、発言の際には挙手等でお知らせください。その後、ご自分のお名前を名乗っていただいたうえで、ご発言いただきますようお願いいたします。

次に、オンラインでご参加いただいている委員におかれましては、ご発言の際はマイクのミュートを解除して呼び掛けていただき、委員長または司会者の

指名後に、お名前を名乗ったうえでご発言いただきますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、マイクをミュートにしてください、ご発言の時以外もマイクをミュートにいただきますようお願いいたします。カメラはオンのままでお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行は委員長へお願いしたいと思います。

○松島委員長

委員長の松島です。よろしくお願いいたします。

それではまず、会議の公開、非公開に関する事項について、皆様にお諮りいたします。

この件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（健康政策課長）

本日の会議の公開、非公開についてご説明させていただきます。

本市におきましては、「船橋市情報公開条例」及び「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」に基づき、「個人情報等がある場合」または、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」などを除きまして、原則として公開することとなっております。

議事録については、発信者、発言内容も含め、全てホームページ等で公開されます。

また、本日の会議については、傍聴人の定員を5名といたしまして、事前に市のホームページにおいて、開催することを公表いたしましたが、本日は、傍聴を希望する方がいらっしゃらないことを申し添えます。

以上でございます。

○松島委員長

会議の公開・非公開の審議を行います。

本日の議題に非公開とすべき事項は含まれませんので、公開としたいと考えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしとのことですので、本日の会議は公開といたします。

本日は傍聴者はいないということですので会議を続けたいと思います。

続いて、議題の2番目になります。「令和7年度事業報告」について指定管

理者より説明をお願いします。

○指定管理者（藤平会長）

船橋市歯科医師会の会長の藤平です。本日はよろしくお願いいたします。

ただいまより、資料１の船橋市歯科診療所、令和７年度事業報告書についてご説明いたします。

まず３ページをご覧ください。

１、かざぐるま休日急患特殊歯科診療所、以下かざぐるま歯科診療所とさせていただきます。２、さざんか特殊歯科診療所、以下さざんか歯科診療所とさせていただきます。

両診療所の管理の実施状況になります。令和７年度は前年度と大きな変更はございません。

続きまして、４ページから９ページの利用状況になります。

年間患者数は、かざぐるま歯科診療所は３,１６７名、さざんか歯科診療所は２,７０５名でした。

令和６年度は、昨年度ですが、かざぐるま歯科診療所は２,８９７名、さざんか歯科診療所は２,５６９名でした。両診療所とも前年度と比較して患者数は増加しております。

続きまして、１０ページをご覧ください。

１０、１１ページは、収支状況報告で、表のとおりとなります。

かざぐるま歯科診療所、さざんか歯科診療所とも指定管理料は予算内に収まっており、適正かつ円滑な運営となっていることと認識しております。

次に１２ページからは、中期目標の達成状況および中期行動計画の実施状況の報告となります。

１２ページ、目標１は口腔ケアの充実です。

口腔内の状態が可と評価された患者の割合が７０％以上あることを目標とし、両診療所を合わせた実績は、９３．７％でした。

前年度は９２．０％でしたので１．７ポイントの微増となっております。

次に、１４ページをご覧ください。目標２は摂食嚥下機能訓練による口から食べる機能の維持です。

かざぐるま歯科診療所の評価対象外の１名は、経口摂取困難な状態が続いていましたが、両歯科診療所を合わせた評価対象者の６１名については、全員が経口摂取を維持することができました。

続きまして１６ページ中段をご覧ください。目標３、固定診療の患者満足度調査です。

両歯科診療所を合わせた満足およびやや満足を足した割合は、平均

99.3%で、昨年度とちょうど同じ結果となっております。目標値の80%は達成しています。

一方で、もう少し予約が取りやすいとありがたい等、昨年度と同様の予約状況に対するご意見が多かったように思います。

令和8年度からは、さざんか歯科診療所では診療時間を延長して受診できる人数を増やす対策をしていますが、余裕なく診療予約を入れてしまうと医療事故のリスクが高まる可能性もありますので、安全面にも配慮しながら、慎重に受診枠を増やしていきたいと考えております。

続きまして、20ページをご覧ください。目標4は訪問診療の患者満足度です。

両歯科診療所合わせて満足およびやや満足を足した割合は、99.1%で、昨年度の96.8%から増加し、目標の80%以上を達成しております。

続きまして、23ページ、24ページになります。目標5、かざぐるま歯科診療所とさざんか歯科診療所の指定管理料執行率で、目標は100%以下です。

かざぐるま歯科診療所は68.3%でした。前年度は73.8%です。

24ページですが、さざんか歯科診療所は79.5%でした。前年度は84.6%です。以上のように両診療所とも目標を達成しております。

次に25ページです。目標7、従事者に対し医療安全研修や技術向上を目的とした研修の実施ということで、令和7年度実績として 医療安全研修を2回、救急蘇生実習を1回、講習会を3回実施しました。

また当日参加できなかった会員には歯科医師会ホームページの会員用サイトにて配信等を行っております。

以上で資料1の説明を終わります。

○松島委員長

ありがとうございます。

それでは、指定管理者が説明した「令和7年度事業報告」について、皆様からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。ざつくばらんにお願いできればと思います。

寺館委員お願いします。

○寺館委員

13ページの一番下に書いてある、高齢では病状の悪化や運動機能の低下や、認知機能の低下による拒否等が見られるということですが、これは多職種との連携とかは取られてらっしゃるのですか。

○指定管理者（飯嶋院長）

多職種連携という点では、医科への対診を書いたりなどの対応はさせていただくことが多いです。

例えばその件に関して、ケアマネージャーさんとかに拒否があることに関してどうにかしてくださいみたいなことは、そういうお話まではすることは基本的にはありませんが、こういう状態ですっていうお話はさせてもらうことはございます。どちらかという治療説明の共有みたいな形で、ご家族さんも含めさせていただく。あとは診療所の留意事項について、かかりつけの先生に全例ではないですが、お伺いを立てるような文章を書くということはさせていただくことがあります。

○寺館委員

ありがとうございます。

○松島委員長

よろしいですか。

土居先生お願いします。

○土居委員

このかざぐるま歯科診療所、さざんか歯科診療所は本当に休みもなくやっていたいてすごいありがたいなというふうに思うんですけども、ちょっと気になったこととしては、この診療事業収入がかざぐるまもさざんかも大体同じぐらいなんですけれども、かかっているところの臨時雇の賃金がかかなりかざぐるまもさざんかで違うんです。担っている役割が違うということもあるかもしれないですけども、委託料もすごい多いし、医材費も交通費もでかい。これは今後、少しでもシェイプアップできないのかなというふうに単純に考えてしまったんですけども、これはどういったこと、どうしてこんなふうに違いが出るんですかね。ちょっと教えていただけるとありがたいです。

○指定管理者（赤岩顧問）

医療要員の数がすごく異なってます。かざぐるまの方は、先生はまず最初の3ページに書いてありますように、常勤歯科医とそれからプラス歯科医師という感じで2人で行っているんですけども、さざんか歯科診療所の方はリスクの高い患者さんもみられるように、常勤の歯科医師とその他に麻酔の管理指導医、それから小児歯科の管理指導医等が入ってますので、医療要員構成が違っ

ています。それに伴ってスタッフの数も変わってきますので、臨時雇賃金の中にその方々の予算や決算額が含まれてきますので、必要な金額になります。

○土居委員

そうだろうなという風には思ってたんですけども。そうするともうちょっと効率よくいけるといいのかなと、ちょっと単純に考えちゃう、経営者の視点なんですけど。すいません、余計なことかもしれませんが、もうちょっと売り上げが上がるかももう少し経費率も下がるといいのかな、なんていう風にちょっと思いましたというご意見でした。

○松島委員長

ありがとうございます。

毎回話題にはなってると思うんですが予約が取りにくいっていう話題が出るんですけど、これはもう取りにくいっていうのは、予約の診療の間隔が空いてしまうっていう意味、いっぱい埋まってるから。診療所は毎日開いてるんで、都合が患者さんと比較的合うようにはなると思うんでキャパを超えそうならい患者さんを見てるからっていう理解でよろしいですね。

○指定管理者（田代院長）

はい、大丈夫です。その理解ともう一つは、患者さんの要求と私達の審査診断に基づくリスク分けで、この方であれば、毎週行かなければちょっと急性症状が治まらないとか、落ち着いてきたときにそろそろ二、三週に1回でも大丈夫ですよっていうところのこの患者さんの要求にリスクがちょっとずれたっていうのも要因の一つかなと。もうちょっと来て欲しいけど、今落ち着いてるから大丈夫だと思いますっていうお話をすると納得はしてくれるんですけど、本当はもうちょっと来て欲しいな。それは多分、その裏には自分がやっぱりケアをすると、ちょっとやり残してるんですかね、そういうところをしっかりと歯医者で見て欲しい、もっと週1できれば週に2回とか言う人もいるぐらいなので、その差かなとは思ってます。説明で何とか。

○松島委員長

基本的に歯ブラシの管理までは歯科医師の話でなくなっちゃうんだけど。要求としては結構あるんですよ。

○指定管理者（飯嶋院長）

うちの診療所では、さっき田代先生がおっしゃってた内容と、私は先生の方

も同様かと思いますが、例えば結構暴れちゃう方とか人を使う方っていうのが重複してしまうと倍の人数が必要になってしまいますので、診療所の人数が決まっている中で、例えば3人いる日に対して3人必要な方が来ちゃうと、同じ時間に見ることができなくなってしまいますので、そうするとその分ずらした予約になってそのスタッフが確保できる場所の予約ということになるので、そういうのでもちょっとずれが生じることであったり、あと連れてきていただくというご都合上どうしても土曜日が人気になったりですね、患者さん側の都合と合わないっていうところも大きいところかなと思っております。

○松島委員長

あともう一点すみません19ページなんですが、

患者さんからの要望、意見要望の内容というところでさざんか診療所の19ページの上から点が7番目の市外の方も受けて受け入れて欲しいっていうのがあるんですが、ちょっと先に市の方にもお尋ねしたんです。これ事情がちょっとよくわかんないんですけど診療所の条例では、原則市民の方が受け入れるっていう、市長が認めたものは可能だっていうこと、それから救急患者以外っていうことが書いてあって、救急患者ちょっと断ると応召義務違反にもなりそうなので、ここら辺の事情ってもう少し詳しく書いた方がいいかもしれないなっていうと思いますが。応召義務違反っていうふうに取り立てられる可能性もあるなと思うんですが。救急でなければある程度は許される範囲もあるんですけど。でも条例もあるので診療所は条例を盾にすればいいんで。あとは市の方がうまく調整してくれればと思うんですけど。

これ例えば、さざんかだから救急ではないですかね。

○指定管理者（赤岩顧問）

あんまりないですけど。そういう人も考えられますね。

○松島委員長

救急の患者も居なくはないよね。

○指定管理者（飯嶋院長）

例えばですけど、船橋市で、何か救急のすごく腫れてしまったですとか、救急に該当するような事情があって受診するっていうケースは多いと思うんですけど、いわゆる市外の方がその救急で船橋の三咲までわざわざ来るかと言われると、それはもう救急じゃないのかなっていう印象もありますので。あとはその原則みたいなところと、あとは結構知人づてとかっていう連絡もあったりす

るので、そういうところで、あとはルールとして、高次医療機関からの紹介ですとか、先ほどおっしゃったところのルールにのっとって、受付で対応させていただいてるという形になります。

○松島委員長

ここら辺理解を どうするかっていうので見解異なると思うんだけど、できれば誤解が生じないように書いた方がいいかなっていうふうにも感じます。冷たい対応とかたまたまこっちの人がそう取ってしまったかもしれないんだけど。

5 ページの、これ地域別患者内訳ってのは救急患者の話と理解すればいいですか。

○指定管理者（赤岩顧問）

5 ページのは休日急患なので、休日急患の方は日本全国どこの方でも対応しています。

○松島委員長

読んだときに感じたもので。たまたま出たんで思っただけで。僕は以上です。

○鈴木委員

出ましたので、同じところをちょっと市の対応のところは、質問しようかと思ったんですけど。

これも多分電話でのやり取りで、向こうの方の捉え方かなと思ったんですけども。

また同じようなケースがあるとしたら、事前にちょっとどんな伝え方がいいかとかは、シミュレーションとかをやっていくといいかなと思います。

○指定管理者（飯嶋院長）

ご意見ありがとうございます。

○松島委員長

どうしてもこういうね、意見聞くと話題は出てきてしまうんだよねいろんなね。しょうがないですね。

でも大体肯定的な意見の方が多いようで、ほっとしますありがとうございます。

他に委員の方々から何かご意見ありますか。お願いします。

○末永委員

ソーシャルワーカー協議会の末永です。いつもご意見のところで予約のことが結構書いてあるなと思っていて。こちらの診療所さんの予約取り方ってどんなふうになっているのか。その時間予約が、例えば定期健診だとかクリーニングだとか、そういうのでやった方がいいというふうに推奨はされているけれど、例えば障害児さんを診ているお母さんなんかは、その予約が入っていれば行くけれど、その予約を自ら取ってっていうところがなかなか日々のケアに追われていてやりづらくなったりするのかなと思うと、診療所さんの方からリーチアウト的に、次回の予約はその半年後に診しょうね、クリーニングしましょうねとか、検診しましょうねとか、そういう予約を取るような体制っていうのはあったりするんでしょうか。

○指定管理者（田代院長）

次回予約が来週でも3ヶ月後でも半年だとしても、次回予約を必ず取って帰ることがメインですね。唯一、今日でおしまいですよっていう人たちは、何かあったら連絡くださいねとして、終診にすることがありますけども、大体ほとんど次回の予定をカード式の予約表に書いてお渡しするって感じです。予約忘れ、半年後3ヶ月後の予約忘れが多いので、特に摂食のお子さんなんかは半年後、成長に伴った機能の獲得もありますので半年後って方が結構多くて、1週間前に受付から電話をして予約忘れをなくすような努力はしております。

○末永委員

とても丁寧に対応してくださってるんですね。ありがとうございます。

○指定管理者（飯嶋院長）

かざぐるま歯科さんと予約システム等は基本的に同一です。あとはですね、こちらである程度検診の間隔、治療間隔は、患者さんの口腔内の状況に合わせてこちらの方でコンサルトさせていただいて、その間隔がご家庭によっては先ほどご意見にもありましたように、例えば月に1回がどっちがいいかなっていうこととお話させていただいても、いや月1はちょっとしんどいっていう方ももちろんいらっしゃいますので、その辺はある程度ご家庭の事情に合わせて、こちらでそれに合わせた計画を立てるというような形で、予約間隔を決めて、その当日に予約を取っていただくという形を取らせていただいております。

○末永委員

ありがとうございます。そしたらこの予約を入れづらいっていうのは、新規の方が今まで行ってる方はもう予約の時間あるけれど、新規で利用したいっていう方がなかなか予約が取れないということでのご意見ということで、理解でよろしいでしょうか。

○指定管理者（田代院長）

両方あると思います。新規で希望して、今すぐに見て欲しいけど、例えばですけども小児歯科、障害者を診てもらってる小児科の先生が来てない曜日を希望されると、来てる日でしか見れないので、そこにあった曜日、日程となってくると先延ばしになってしまうっていうのと、あとは先ほど話題にもありましたけどマンパワーであったり、診療所の詰まり具合ですかね、予約の詰まり具合で取れないの2パターンだと思います。

○末永委員

ありがとうございました。

○指定管理者（飯嶋院長）

うちの診療所のことは、田代先生とほとんど同じなのですが、うちの場合は鎮静法などをやってたりしますので、先ほどその鎮静法とか例えば虫歯があって、すぐに治療したいけどそういう予約の枠がないマンパワー的な不足ですとか、あとは結構食事制限とかがあるので、朝9時の一番がいいっていう方が非常に多いので、その朝9時の予約だと結構先になっちゃいますとかっていうので、希望日に取れないっていうことの取りづらいっていうこと。あとは新規の方とかも基本的には同様という形になるのかなと。あと当院の場合はちょっと訪問診療が令和7年ですと、院内とのマンパワーというか、僕のいる日、いない日というのでちょっと取りづらいっていうのはあると思います。

○末永委員

ありがとうございました。理解いたしました。

○松島委員長

いずれは足らなくなるんですよ。需要は多いもんでね。大変かもしれないけど。ちょっと市の方も少し考えて欲しいなって。いずれのことっていうことだと思います。よろしくお願いします。

○山口委員

ちょっと今先生もおっしゃったようなところではあるんですけども、この報告をいただいても患者数も増えていて、診療時間もかなり延長していただいているところ。執行率も抑えてくださって、ものすごく丁寧にやったださってとは思いますが、今ちょっとマンパワーのお話があったので。実際人員体制が足りているのかどうかというところ、あともうその足りていない中でこれだけのことをやったださっていると、かなりの働いてる方への負担というのが多くなっているのかなと。ちょっとその辺が心配になりまして、今後診療所の規模等にもよるとは思うんですけども人員体制のちょっと増員等も含めて発言させていただきました。

○松島委員長

ありがとうございます。

そろそろ意見も出尽くしたと思いますので、それでは以上で指定管理者による令和7年度事業報告に関する質疑応答を終了します。

続いて、議題（3）に入ります。

「中期目標達成状況の評価（案）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（健康政策課長補佐）

それでは事務局より、「中期目標達成状況の評価（案）」についての説明させていただきます。

本日、委員のみなさまに中期目標の達成状況の評価していただくにあたり、各目標に対する評価（案）を事務局にて作成いたしました。

資料2の1ページ目をご覧ください。

7つの各目標への評価は、S～Cの4段階で行っております。

目標ごとの評価基準は各項目記載のとおりとなっております、目標値に対する達成率を基に評価しております。

達成率につきましては資料4をご覧ください。

目標1を例としてご説明いたします。

目標値は「口腔内の状態が「可」と評価された患者の割合が70%以上」となっており、この目標項目を評価する際、目標値に対する達成率が目標1の表真ん中の「達成率」のどこに該当するかで評価が決まります。

参考として、表右側「参考値」に記載しておりますが、目標値が「70%以上」となっている項目につきましては、目標項目に関する実績が「73.5%以上」あると達成率が「105%以上」となるため「S」評価としておりま

す。

資料２に戻ります。

こういった形で事務局にて各項目について仮の評価を行ったものが、資料２の３ページ以降になります。

すべての項目について、目標が高いレベルで達成されており、すべてＳ評価とさせていただきます。

こちらの案をたたき台といたしまして、委員のみなさまに評価いただきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

○松島委員長

それでは、審議に移ります。

事務局が作成した評価案について、みなさまから意見をいただきたいと思えます。

事前に作っていただいた資料では、全てがＳ評価ということです。

これにつきましては報告資料の１番目の中から拾った数値で作ってますんで、作成していただいた評価案で、達成率がそのまま評価値として取れると思いますが。異議がなければ、これを採用したいと思えますけどいかがですか。

<異議なしの声>

皆様から異議がないようですので、この値をもって評価（案）を可としたいと思います。

それでは、ただいま審議された意見をもちまして、本委員会における中期目標達成状況の審議を終了するものとします。船橋市長に対する報告書の作成は、委員長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

続いて、議題（４）「その他」に移ります。

○事務局（健康政策課長）

今後の運営委員会の予定についてご説明いたします。

まず、本日の委員会につきましては、審査していただいた結果を踏まえ、後日、委員長から「中期目標達成状況の評価」を市長への報告書として提出していただきます。市はそちらを受理した後、市ホームページで公表いたします。

本日の議事の内容につきましては、事務局で議事録を作成し皆様にお送りさ

させていただきます。お手数ではございますが、お手元に届きましたら議事内容についてのご確認をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、今回の委員会をもちまして、今年度の運営委員会は終了となります。委員の皆様と指定管理者様におかれましては、ご多忙の中ご参加をいただき、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、本委員会を持ちまして、今回の委嘱の期間での委員会は全て終了となります。

大変多くの貴重なご意見をいただくことができ、非常に有意義な委員会となりました。誠にありがとうございました。

今後の開催予定につきましては、資料7「今後の開催予定について」のとおりとなっております。

来年度改めて委員の推薦を各団体様に依頼させていただきます。また市民委員につきましても公募いたしますので、皆様何卒よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○松島委員長

ただいま、事務局から今後の運営委員会のスケジュールについて説明がありましたが、委員の方から、ご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。

第21回船橋市歯科診療所運営委員会を終了します。

◆閉会